

# 平成26年度中小企業対策に関する要望 フレーム

～成長の担い手たる中小企業の活力増進へ政策の集中投入を～

平成25年6月  
大阪商工会議所

## 基本的考え方

- ◆わが国経済は、アベノミクス効果もあり、漸く回復期待が膨らんでいる。当面の課題は、成長戦略の迅速な具体化により、民主導の本格的な景気拡大を実現することであり、その際、重要となるのは、経済の大宗を占める中小企業を成長戦略の主たる担い手と位置づけ、政策を集中投入すること。
- ◆当面は輸入物価上昇の痛みを抑える施策を打ち出しつつ、医療機器、環境・グリーン、観光・インバウンドなど成長分野への参入、海外展開支援など中小企業の攻めの経営の後押しと万全のセーフティネット施策が肝要。

## I 成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策集中

### 1 医療機器分野への中小企業の参入支援策拡充

- (1) 資金面での支援策強化
  - ①公的助成手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用
  - ②事業化を強く意識した公的助成の推進 ★
  - ③医薬品医療機器総合機構（PMDA）手数料の軽減対象の拡大
- (2) 医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化
- (3) 医療機器ビジネスを支える人材の確保・育成
  - ①医療機器ビジネスに知見のある人材供給の仕組み創設 ★
  - ②医療機器事業化促進を支える人材の育成

### 2 環境・グリーン分野への中小企業の参入支援策拡充

- (1) 環境・エネルギー分野への参入に向けた技術マッチング強化
- (2) 新エネルギー活用のための技術開発加速

### 3 観光・インバウンド関連産業の振興

- (1) 観光・インバウンド関連産業への施策の集中投入
- (2) 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革
- (3) 観光ビザの発給要件緩和
- (4) 訪日外国人旅行者の消費促進に向けた免税制度の見直し ★
- (5) 国内外からの集客に資する無料Wi-Fiの整備 ★

## II 国内立地促進と海外市場開拓力の抜本強化

### 1 国内立地促進策の抜本強化

- (1) アジアトップレベルの法人税体系の実現
- (2) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し
- (3) 国内企業立地支援策の拡充
- (4) 戦略的基盤技術高度化支援事業の継続・拡充
- (5) ものづくり中小企業の試作品開発支援策の継続・拡充
- (6) 製品化・量産段階での支援策の抜本強化
- (7) 先端分野における設備投資促進税制の創設
- (8) 建屋も含めた税制・財政上の優遇措置の構築 ★
- (9) 知的財産活用促進税制の創設
- (10) 都市部の工場集積地における工場立地優先

### 2 中小企業の海外展開支援策の強化

- (1) 進出先でのワンストップサポート機能の強化
- (2) 輸出申告・処理の24時間化

- (3) カントリーリスクへの対応支援
- (4) 海外利益の国内還流促進策の強化
  - ①ロイヤリティの国内還流促進
  - ②国際的二重課税の解消に向けた移転価格税制の見直し
- (5) 海外進出・海外勤務にかかる教育全般への助成制度の創設
- (6) サービス産業の国際展開に際しての支援強化
- (7) 知的財産の海外出願支援策の拡充 ★
- (8) 高度外国人材活用のための制度見直し
  - ①在留資格認定証明書交付手続きの迅速化 ★
  - ②日本企業の人事システムに対応可能な在留資格制度の見直し ★
- (9) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）など広域経済連携の推進

## III コストアップ対策の抜本強化

### 1 輸入物価上昇対策の推進

- (1) 関税の機動的引き下げ
- (2) 資金繰り支援

### 2 エネルギーコストにかかる負担抑制

- (1) 安価・安定的な電力供給の確保
- (2) 安全が確認された原子力発電所の順次速やかな再稼働
- (3) 企業に対する省エネ支援策の精力的推進
- (4) 適正な価格転嫁のための環境整備
- (5) 官公需における適正価格の確保
- (6) 地球温暖化対策税の課税凍結

### 3 消費税の円滑・適正な転嫁

## IV 地域を支える中小企業の活力増進

### 1 中小企業対策予算の拡充

### 2 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費補助金の十分かつ

安定的な確保

### 3 「補助金コンシェルジュ」（仮称）の設置 ★

### 4 企業規模・成長段階に応じた中小企業支援策の構築 ★

### 5 中小企業の官公需受注機会の確保・グリーン購入の推進

### 6 中小企業金融の拡充

- (1) 責任共有制度の見直し ★
- (2) 前向きな資金需要に対応する保証制度の新設 ★
- (3) セーフティネット保証及びセーフティネット貸付（利率低減）の拡充
- (4) 設備資金貸付利率特例制度の拡充
- (5) マル経融資制度の一層の拡充

### 7 中小企業関連税制の一層の改善

- (1) 中小法人の軽減税率の拡充
- (2) 設備投資・研究開発促進税制の拡充・恒久化
- (3) 事業承継税制の抜本強化
- (4) 同族会社の留保金課税の撤廃
- (5) 人材投資促進税制の復活 ★
- (6) 法人版エンジェル税制の創設
- (7) 固定資産税の軽減・事業所税の廃止

### 8 雇用セーフティネット施策・雇用創出策の拡充

- (1) 雇用のセーフティネット施策の継続・拡充
- (2) 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）の継続・拡充 ★
- (3) ジョブ・カード制度の活用促進
- (4) 職場体験・インターンシップの受け入れ促進
- (5) 外国人研修・技能実習制度のさらなる拡充 ★

### 9 商店街活性化・まちづくり支援策の拡充

## V 大阪府・大阪市への要望

### 1 大阪府・大阪市の事業統合に伴う施策トータルとしての機能の維持・拡充

- (1) 中小企業支援機能の維持・拡充
- (2) 公設試験研究機関の機能の維持・拡充
- (3) 公立大学の機能の維持・拡充と産学連携の強化
- (4) 区役所との連携で行う地域商工業振興事業の拡充

### 2 中小企業の官公需受注機会の確保

- (1) 中小企業者向け契約への一層の注力
- (2) 中小企業者新商品購入の推進
- (3) 中小企業者からのグリーン購入の推進 ★

### 3 地方税制の改善

- (1) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- (2) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

### 4 小規模事業経営支援事業費補助金の十分な予算確保

### 5 観光振興策の強力な推進

- (1) 観光振興予算の十分な確保 ★
- (2) 大阪府・大阪市の全部局挙げてのMICE振興 ★

（★印＝新規要望項目）

平成25年6月

## 平成26年度中小企業対策に関する要望 ～成長の担い手たる中小企業の活力増進へ政策の集中投入を～

大阪商工会議所

わが国経済は、アベノミクス効果もあり、漸く回復期待が膨らんでいる。

当面の最大の課題は、成長戦略の迅速な具体化により、民主導の本格的な景気拡大を実現することである。その際、重要となるのは、経済の大宗を占める中小企業を成長戦略の主たる担い手と位置づけ、政策を集中投入することと考える。

同時に、当面の副作用である輸入物価上昇の痛みを抑える施策にも万全を期すなど、景気回復への動きがさらに強まるよう十分留意することが肝要である。

かかる観点から、下記の諸点をはじめ、中小企業の攻めの経営の後押しと万全のセーフティネット施策につき特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印＝新規要望項目)

### I 成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策集中

成長戦略の具体化・推進にあたっては、わが国経済の生命線である中小企業を主たる担い手と明確に位置づけ、下記をはじめマーケットの拡大が見込まれる有望分野への円滑な参入支援策など、政府全体で政策を集中投入されたい。

同時に、成長戦略の推進に際しては、絶えざる検証や機動的な見直しが必要である。このため、成長の原動力である「中小企業」や「地方」の声を十分反映する仕組みを構築されたい。

#### 1 医療機器分野への中小企業の参入支援策拡充

医療機器ビジネスへの中小企業の参入に際し大きな課題となるのは、技術開発はもとよりビジネスプランの立案や事業化である。資金助成・プラットフォーム構築・人材確保はじめ、製品を実際に市場に出し利益を生むビジネス志向型の支援策を一層強化されたい。

##### (1) 資金面での支援策強化

###### ① 公的助成手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用

研究開発を支援する補助金・委託金の手続きは極めて煩雑で、実際の事業開始が年度半ばとなるなど、実質的な研究開発に充てる時間が十分確保でき

ない事例も多い。特に研究開発に長期間を要するライフサイエンス分野の助成制度においては、手続きを簡素化し、いち早く事業に取りかけられるよう、また期中での進捗審査を伴ったうえで、複数年度にわたる事業内容を採択するなど制度改正を図られたい。

### **②事業化を強く意識した公的助成の推進 ★**

研究開発を支援する補助金・委託金には、マーケットリサーチや販路開拓など、その成果の事業化に向けた費目をセットで認めるなど、ビジネスを明確に志向した支援策を推進されたい。

### **③医薬品医療機器総合機構（PMDA）手数料の軽減対象の拡大**

PMDA手数料は、医療機器ビジネスに新規参入する中小企業にとって負担が大きい。そこで、現在赤字ベンチャー企業向けに1割負担に軽減されている手数料支援制度について、その対象企業を大幅に拡大されたい。中小企業の医療機器分野参入に際しては、ニッチ市場で自社の強みを生かしたビジネスを立ち上げるケースも多く、例えば年間売上高が1億円未満の機器開発を行う場合については、手数料支援制度を適用するなど、対象拡大につき早期に検討・実施されたい。

## **（2）医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化**

医療機器開発に際しては、「医療現場のニーズに基づくアイデア」から「製品コンセプト策定」、「試作」、「臨床評価」などを経て「上市」までを一貫して支援する仕組み、すなわち「プラットフォーム」が必要となるが、わが国では十分整備されていない現状にある。特に中小企業では、持ち前の技術を生かし「試作」までは可能であるものの、それ以降の工程を独力で乗り越えることが困難であるのが実情である。

そこで、大阪商工会議所では、米国ミネソタ州やシンガポールなど、海外の先進地域と連携するとともに、政府の支援を得ながらプラットフォーム構築を進め、新規参入企業を中心に事業化に必要な支援を提供しているところである。医療機器事業化促進拠点となり得る全国に先行した支援体制を整えつつあるが、さらに取り組みを強化できるよう、政府はプラットフォーム事業に対する万全のサポートを継続・強化されたい。

## **（3）医療機器ビジネスを支える人材の確保・育成**

### **①医療機器ビジネスに知見のある人材供給の仕組み創設 ★**

中小企業が医療機器分野での事業化を実現するためには、ビジネスプランの立案・資金手当て・社内体制整備など具体的な事業企画に通じた人材の確保が不可欠である。とりわけ当分野においては、薬事関連対応や販路開拓など業界特有の実情に関する知見を要するため、経験豊富な人材のプールと供給の仕組みを創設されたい。

## **②医療機器事業化促進を支える人材の育成**

大手医療機器メーカーからスピンアウトして支援型ビジネスを展開する人材が豊富に存在する欧米と比較し、わが国においては、医療機器事業化促進を担う人材が乏しいのが実情である。そこで、多数の人材供給が可能となるよう、専門家育成に万全を期す必要がある。具体的には、海外の優れたプログラム・講師陣の招聘も含んだ医療機器分野に特化した人材育成プログラム（医療機器版MBA）の実施などが不可欠であり、政府は事業立ち上げに際しての財政支援を含むサポートを行われたい。

## **2 環境・グリーン分野への中小企業の参入支援策拡充**

### **(1) 環境・エネルギー分野への参入に向けた技術マッチング強化**

わが国が有する世界最高水準の省エネ・環境技術をさらに強化するためには、企業間の事業連携を促進することが肝要である。そこで、中小企業の保有する技術・アイデアを、事業化力のある大企業につなげ、新たな製品の創出を図るマッチング事業を積極的に推進されたい。

同時に、産学官連携による研究開発・実用化を加速するとともに、優れた技術を有する中小企業の参画を進められたい。その際、単独での事業参画が困難な中小企業には共同実施を促されたい。

### **(2) 新エネルギー活用のための技術開発加速**

太陽光発電など新エネルギーの普及に一層注力されたい。とりわけ、大きな課題となっている蓄電技術の発展に関し産学官連携による研究開発を加速するとともに、優れた技術を有する中小企業の参画を進められたい。

## **3 観光・インバウンド関連産業の振興**

### **(1) 観光・インバウンド関連産業への施策の集中投入**

観光・インバウンドの振興は政府の成長戦略にも盛り込まれたが、関連産業の裾野が広く、国内消費の刺激・雇用拡大など即効性が期待できる。予算・税制・規制改革などの施策を集中投入されたい。

その一環として、新しい観光拠点の開発やMICEによる外国人客誘致に向けたプロモーション活動、多言語観光コールセンターの設置など訪日外国人の受け入れ環境整備、観光バス駐車場の充実など、観光産業の振興に向けた地域における取り組みを強力に支援されたい。

### **(2) 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革**

国全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本的な規制改革を実現されたい。

具体的には、大阪城公園の大半は国の特別史跡に指定されており、同エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法により、文化庁長官の許可が必要となるが、大規模な土産店や商業施設などは現状においてほとんど認められていない。歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。

また、都市公園法により、公園内に設置できる便益施設は、公園利用者のための簡易な売店やレストランなどに限られている。大規模な土産店や商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などの設置も可能となるよう、制限を緩和されたい。

さらに、国から大阪市が無償貸与を受けている大阪城公園内では、国有財産法により民間事業者による営業行為は認められていない状況にあるので、併せて緩和されたい。

### **(3) 観光ビザの発給要件緩和**

アジア諸国に日本人が観光に訪れる際、一定期間内の滞在はビザが不要である場合が多いのに対し、外国人の日本入国に際してはビザを求めるケースが目立つ。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件緩和や撤廃を検討されたい。

### **(4) 訪日外国人旅行者の消費促進に向けた免税制度の見直し ★**

訪日外国人旅行者の消費促進のため、食品・飲料・薬品・化粧品など土産物として人気の高い品目のほか、地域の魅力を伝える特産品（日本酒・焼酎など）にも免税対象を拡大されたい。

同時に、各輸出物品販売場での免税申請手続きが煩雑な現状に鑑み、諸外国で一般的な出国時還付手続きの導入など、輸出免税取引制度を観光産業振興の観点から抜本的に見直されたい。

### **(5) 国内外からの集客に資する無料Wi-Fiの整備 ★**

電子政府の推進のみならず、商店街振興や観光需要の喚起など、新たなビジネスチャンスを拡大するため、行政施設・公共空間・大型商業施設などで誰もが手軽にインターネット接続できる無料Wi-Fi環境を整備されたい。

## **Ⅱ 国内立地促進と海外市場開拓力の抜本強化**

円高是正効果を最大限に生かすとともに、輸入物価上昇などデメリットをカバーするため、国内の産業立地を再加速するとともに海外から稼ぐ力を伸ばしていくことが肝要である。立地競争力強化策をパッケージで展開し、企業が国内において思い切った投資再開を確信できる環境を急ぎ整備されたい。

### **1 国内立地促進策の抜本強化**

#### **(1) アジアトップレベルの法人税体系の実現**

企業の海外流出抑止と国内での成長投資を後押しするため、アジアトップレベルの法人税体系を実現することが肝要である。そのため、法人実効税率（現行38.0%/平成27年度以降：35.6%）を主たる競争相手であるアジア諸国（平均22.5%）並みに早急に引き下げられたい。

#### **(2) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し**

改正労働者派遣法・改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法の施行や、社会保険の短時間労働者への適用拡大など、労働規制の強化が相次いでいる

が、国内企業にとって大きなハンデが加わり、かえって雇用機会の喪失や国内投資の抑止につながりかねない。企業の経営実態を十分踏まえ、国内雇用のパイがこれ以上縮減しないよう、政策の方向性を再度抜本的に検討されたい。

### **(3) 国内企業立地支援策の拡充**

国内企業立地推進事業費補助金は、サプライチェーンの中核分野の立地を通じ、幅広い国内投資促進に大きな効果が認められた。については、同様の制度を恒久措置として設けるとともに、同制度活用企業との取引のため、新たに国内で投資を行う中小企業への支援策を創設されたい。

### **(4) 戦略的基盤技術高度化支援事業の継続・拡充**

中小企業の高い技術力はわが国経済の生命線である。競争力の維持・向上には絶えざる研究開発投資が不可欠であるがリスクも伴う。同制度は企業の果敢な挑戦を後押しするものであり、制度の継続・拡充を図られたい。

### **(5) ものづくり中小企業の試作品開発支援策の継続・拡充**

製品化に向けた試作品開発や設備投資を補助する「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」を継続・拡充されたい。

### **(6) 製品化・量産段階での支援策の抜本強化**

わが国企業が、手厚い政策支援を受けたアジア諸国の企業との競争を制するためには、製品化・量産段階でのサポートが重要な鍵を握る。世界トップレベルの技術を有していながら設備投資段階で遅れをとる事態を避けるため、予算・税制両面での思い切ったインセンティブを設けられたい。その一環として、成長分野を手掛ける中小企業が、研究開発から製品化に進む段階で直面する資金調達支援策として、量産投資に対する公的金融を拡充されたい。

### **(7) 先端分野における設備投資促進税制の創設**

先端分野における製品のライフサイクルは短く、設備の陳腐化も一層早まっている。国際的な開発競争が激しい先端産業における競争力の維持・強化を図るため、設備の稼働率に応じて減価償却率を上乗せするなど、早期の投資回収を支援されたい。

### **(8) 建屋も含めた税制・財政上の優遇措置の構築 ★**

設備投資に際しての実際の企業負担は、機械・装置はもとより工場建屋の新增築を含むケースも多い。そこで、国内投資促進に向け、中小企業向け設備投資促進のための税制・財政上の優遇措置について、工場建屋もその対象とされたい。

### **(9) 知的財産活用促進税制の創設**

資源が乏しいわが国において、知的財産の創造と活用が一層重要となっている。そのため、自社開発特許に関する使用料収入や権利譲渡にかかる課税の軽減、知的財産権の取得費の税額控除または特別償却を認める知的財産活用促進税制を創設されたい。

### **(10) 都市部の工場集積地における工場立地優先**

工場集積地にマンションが建ち、住民が周囲の工場の騒音などについて苦情を申し立てるケースが見られる。一方、工場サイドにとっても「周辺の宅地化による操業環境の悪化」を指摘する声があるなど、住工混在問題の解消が急務となっている。そこで、工場集積地については、住宅開発に一定の歯止めをかけながらエリア内への工場移転を支援するなど、操業環境・生活環境の両立を目指した土地利用策を検討されたい。

## **2 中小企業の海外展開支援策の強化**

### **(1) 進出先でのワンストップサポート機能の強化**

アジア新興国など多くの企業が進出を目指す地域においては、人事労務サポート、市場調査、ビジネスパートナー探し、法務・税務・知的財産に関する相談など、ビジネスニーズにきめ細かく対応できる現地拠点が従来にも増して求められる。そこで、日本貿易振興機構や自治体などの連携により、中小企業のワンストップサポート機能を強化されたい。

また、インフラ輸出は政府の成長戦略にも掲げられ、ODAの積極的な活用などにより推進されているところであるが、JICAや開発コンサルタントによるマッチングなど、中小企業の参入支援に一層注力されたい。

### **(2) 輸出申告・処理の24時間化**

電子システムを利用した輸出申告に際しては、現在でも税関官署の開庁時であれば迅速に審査結果が通知されている。しかし、閉庁時間帯においては、受付はなされるものの結果通知は開庁時間になるまでなされない状況にある。そこで、国際物流の時間コスト縮減に向け、電子システムを利用した輸出申告とその処理の24時間化を実現されたい。

### **(3) カントリーリスクへの対応支援**

日中関係の悪化など、カントリーリスクへの対応の必要性が改めて認識されたが、特に経営体力の乏しい中小企業はカントリーリスクへの十分な備えが困難な状況にある。そこで、投資協定締結国の速やかな拡大、貿易保険制度の強化、海外展開損失準備金制度（仮称）の創設などの対策を講じられたい。

#### **(4) 海外利益の国内還流促進策の強化**

海外で得た利益の日本への還流促進のため、進出時のサポートと同様、環境整備や支援策に注力されたい。

##### **①ロイヤリティの国内還流促進**

海外子会社から日本本社へのロイヤリティについて、損金算入の制限撤廃など、進出国政府と粘り強く交渉されたい。

##### **②国際的二重課税の解消に向けた移転価格税制の見直し**

移転価格税制による国際的二重課税の解消を図ることが急がれる。その前提となる租税条約の締結を進められたい。その際、相互協議の合意後でなければ移転価格に基づく更生ができない規定を盛り込むよう交渉されたい。同時に、条約締結国についても同様の規定を新たに設けるよう積極的に働きかけられたい。

#### **(5) 海外進出・海外勤務にかかる教育全般への助成制度の創設**

現在の代表的な社員教育支援策であるキャリア形成促進助成金は、雇用保険が適用される国内事業所が対象である。そこで、中小企業海外展開支援施策の一環として、海外での研修・海外現地法人雇用の社員向けの研修など、海外進出・海外勤務にかかる教育全般への助成制度を創設されたい。

#### **(6) サービス産業の国際展開に際しての支援強化**

サービス産業の国際展開をバックアップするため、資金面での支援はもとより、各国別の文化・制度や商慣習、市場調査、現地企業とのマッチング、販売ルートの整備など、情報提供やハンズオン支援を強化されたい。他方、サービス産業は、新たなノウハウが比較的容易に模倣される特性を持っている。このため、企業が開発・提供するサービスやノウハウの新規性・優位性はもとより、各種マニュアルを含む経営ノウハウ全般を一種の知的財産として権利化・保護を検討されたい。

#### **(7) 知的財産の海外出願支援策の拡充 ★**

海外での特許・意匠・商標登録に必要な出願費用の最大半額を助成している地域中小企業外国出願支援事業はニーズが高く、一層の拡充を図られたい。

また、中小企業においても知的財産に関する意識は高まっているが、知財の権利取得・保護にどの程度のコストをかけるのが効率的なのか判断に迷うケースも多い。そこで、海外事業展開に際しての知的財産権の戦略的な取得・活用など知財マネジメントについて、具体案件に即した相談機能を強化されたい（海外知的財産プロデューサーの機能強化など）。

同時に、海外展開を図る中小企業の出願には幅広く「スーパー早期審査」を認めるなど、特許審査の一層の迅速化を期されたい。

## **(8) 高度外国人人材活用のための制度見直し**

### **①在留資格認定証明書交付手続きの迅速化 ★**

日本の大学等を卒業した外国人留学生を採用する場合、留学の在留資格から就労資格の取得手続きに最低1カ月を要する。また、企業とりわけ中小企業の海外展開においては社内の海外人材不足から「現地化」が最大のテーマとなっている。しかしながら海外現地法人等の外国籍従業員を日本で受け入れる際のビザ取得には、在留資格認定証明書の取得に長期間を要し、業務遂行の妨げとなっている。不法入国者の取り締まり強化は理解できるが、一方で適正な受け入れを行っている企業については手続きを迅速化・簡素化されたい。

### **②日本企業の人事システムに対応可能な在留資格制度の見直し ★**

外国人留学生を採用する場合、卒業学部（理系・文系）によって職種が限定される現行制度は、日本企業の総合職の採用や採用後の人材育成にそぐわない。採用後は企業が本人の能力が異動先に適していると判断すれば在留資格の変更が速やかに行えるよう、柔軟な対応をされたい。

## **(9) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）など広域経済連携の推進**

新たな通商・経済連携の枠組みが急ピッチで進む中、わが国の競争力強化に資するため、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）について精力的に交渉を推進されたい。とりわけ今年には、TPP、日中韓、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）などアジア・太平洋地域での広域経済連携の交渉が本格化する。いずれの交渉にあっても、貿易自由化の旗振り役として主導的な役割を果たし、国益に即した合意を早期に実現されたい。

## **Ⅲ コストアップ対策の抜本強化**

### **1 輸入物価上昇対策の推進**

円高是正により景気全体には好影響を及ぼしつつあるが、輸入物価上昇など副作用への配慮も重要である。コストアップが景気の足かせにならないよう、対策に万全を期されたい。

#### **(1) 関税の機動的引き下げ**

原材料・燃料価格が高騰する中、輸入農産物などに課されている関税・調整金（砂糖）・マークアップ（小麦）は、企業にとって相当の重荷となっている。そこで、国際価格が高騰している輸入品目については、緊急措置として関税・調整金・マークアップを機動的に引き下げられたい。

#### **(2) 資金繰り支援**

円高是正に伴うコストアップを転嫁できない中小企業が苦境に陥ることのないよう、緊急融資制度や保証制度を創設するなど資金繰り対策に万全を期されたい。

## **2 エネルギーコストにかかる負担抑制**

### **(1) 安価・安定的な電力供給の確保**

安価・安定的な電力供給は、あらゆる成長戦略の大前提であり安全保障の要でもあるが、先行きの見えない中、慢性的な電力不足に料金値上げが重なり、企業は深刻なダメージを被っている。まずは当面3～5年間の電力の安定供給と料金抑制を確実にされたい。

また、中長期のエネルギー確保のあり方については、安全第一はもとより、国の成長や豊かな国民生活の実現を目指した、供給の安定性とコストの両面で満足できる、リアリティのある戦略を構築されたい。

### **(2) 安全が確認された原子力発電所の順次速やかな再稼働**

電力の安定供給と料金抑制のためには、安全が確認された原子力発電所の順次速やかな再稼働が不可欠である。このため、原子力規制委員会には、審査体制を強化するとともに、切迫感を持って新しい安全基準に基づく迅速・着実な審査を期されたい。また、ルールに即して安全性が確認された原発については、政府の責任により、立地自治体はじめ関係者との合意形成などを図り、早期の再稼働を実現されたい。

### **(3) 企業に対する省エネ支援策の精力的推進**

J-クレジット制度やエネルギー使用合理化事業者支援補助金、省エネルギー対策導入促進事業費補助金、グリーン投資減税など、各種省エネ対策について、企業とりわけ中小企業に十分な効果が得られるよう精力的に推進されたい。

### **(4) 適正な価格転嫁のための環境整備**

原材料・燃料価格高騰により下請企業などに過度な負担を強いることのないよう、これまで以上に企業規模や業種毎に転嫁の動向をきめ細かく監視されたい。同時に、「下請かけこみ寺」などを十分活用し、中小企業が価格転嫁しやすい環境整備に努められたい。

### **(5) 官公需における適正価格の確保**

公共工事や物品・サービスの発注に際しては、原材料・燃料の高騰を反映した予定価格を算出するなど、適正な価格での受注がなされるよう十分配慮されたい。

### **(6) 地球温暖化対策税の課税凍結**

平成24年10月より地球温暖化対策税が導入されたが、原子力発電所の多くが停止し、石油・石炭への依存度アップを余儀なくされる中、課税を凍結されたい。

## **3 消費税の円滑・適正な転嫁**

現在でも消費税を販売価格に転嫁できない中小企業も多い中、平成26年4月に予定されている税率の引き上げが新たな収益圧迫要因となることが

懸念される。そのため、まずはデフレ脱却や景気回復など価格転嫁しやすい経済環境を実現されたい。

同時に、転嫁に関する理解を深める広報活動の充実をはじめ、実態調査や優越的地位を利用した不公正な取引の取締り強化、相談窓口の設置など、転嫁対策の徹底を図るとともに、立場が弱く、しわ寄せが生じやすい中小企業に対する支援措置を強化するなど、中小企業の悪影響緩和策を講じられたい。

#### **IV 地域を支える中小企業の活力増進**

##### **1 中小企業対策予算の拡充**

わが国経済の基盤を支え雇用の約7割を担う中小企業の多くは、次なる成長を拓こうと懸命の努力を重ねている。中小企業の活力増進に向け、中小企業対策費を大幅に拡充されたい。また、商工会議所や「経営革新等支援機関」など現場の声を十分に聴取して、小規模事業者のニーズを反映した、利用しやすい施策を引き続き強力に展開されたい。

##### **2 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費補助金の十分かつ安定的な確保**

小規模企業対策は、地域経済と雇用を守るセーフティネットであり、全国レベルで十分かつ安定的な実施体制や予算が確保される必要があるにも関わらず、地域によっては大幅に削減されている。ついては、国が責任を持って、全国的な基準や指針を都道府県に対し提示・指導するなど、小規模事業経営支援事業の実施体制や予算確保に向けた働きかけを積極的に行われたい。

##### **3 「補助金コンシェルジュ」(仮称)の設置 ★**

多様な補助金があるが、どれが自らの事業に適用されるのか分かりにくく、また手続きも煩雑である。そこで、補助金・委託金のメニューの紹介や手続き面でのアドバイスをワンストップで行う「補助金コンシェルジュ」(仮称)を設置されたい。

併せて、煩雑な手続きを簡素化し、いち早く事業に着手できるよう、また期中での進捗審査を伴ったうえで複数年度にわたる事業内容を採択するなど、より補助金・委託金が利用しやすくなるよう制度を改正されたい。

##### **4 企業規模・成長段階に応じた中小企業支援策の構築 ★**

創業から小規模・中小・中堅企業への成長段階に応じた支援策パッケージを強化・再構築し、円滑なステップアップを促されたい。具体的には、下記施策をはじめ伴走支援策を推進されたい。

###### ①創業時

- ・商工会議所の経営指導などを条件に、社会保険・税負担を減免。

###### ②小規模企業

- ・使いやすい少額(例えば30万円未満)の補助金を整備。その際、商工会議所の経営指導などを条件に、審査手続きを簡素化。

### ③中小・中堅企業

- ・研究開発・設備投資、海外市場開拓など、成長促進策の強化。

## **5 中小企業の官公需受注機会の確保・グリーン購入の推進**

中小企業の最大の悩みは仕事量の確保である。政府は「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定など、中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き十分な事業枠の確保とその確実な達成を期されたい。また、グリーン購入を官民挙げて推進し、環境負荷の低減に資する物品の積極調達に向け一層尽力されたい。

## **6 中小企業金融の拡充**

### **(1) 責任共有制度の見直し ★**

民間金融機関が積極的に中小企業融資を拡充できる環境を整備されたい。その一環として、責任共有制度に関し、民間金融機関の責任分担率を現行の20%から10%に引き下げられたい。

### **(2) 前向きな資金需要に対応する保証制度の新設 ★**

保証協会付融資は、中小企業の資金繰りに大きな役割を担っているが、責任共有制度の導入以降、利用が減少傾向にある。一部に100%保証は残っているものの、セーフティネット面での支援策に限られており、設備投資など前向きな資金需要を応援する100%保証制度を導入されたい。

また、ベンチャー企業や再生企業に対する民間金融機関の貸し出しを支援するため、劣後ローン保証制度を新設されたい。

### **(3) セーフティネット保証及びセーフティネット貸付（利率低減）の拡充**

平成24年11月からセーフティネット保証（5号）の対象が一部指定業種に縮小されているが、これを全業種に拡大されたい。

また、セーフティネット貸付（利率低減）は、資金繰りの厳しい中小企業にとって大きな支援策となっており、引き続き政策の柱として円滑に推進されたい。同時に売り上げまたは利益率が減少している場合の利率低減措置を復活されたい。

### **(4) 設備資金貸付利率特例制度の拡充**

平成25年4月から設備資金貸付利率特例制度は、特定被災区域において雇用の維持または拡大を伴う設備投資を実施する場合にしか適用されないこととなった。中小企業の前向きな設備投資を促すためにも本特例制度の対象を拡大されたい。

### **(5) マル経融資制度の一層の拡充**

小規模事業者が商工会議所などの経営改善指導を受け、その公正中立な審査・推薦により利用できる小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）は、これまで以上に重要な役割が期待されており、一層の拡充を図られたい。中でも、商業・サービス業の従業員規模要件の拡大を図るとともに、利用実

績を評価のうえ、金利優遇など融資条件を弾力的に緩和するなど、利用促進に結びつく仕組みを創設されたい。

## **7 中小企業関連税制の一層の改善**

### **(1) 中小法人の軽減税率の拡充**

中小企業の経営力強化を図るため、中小法人の軽減税率（現行：16.5%／平成27年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（現行：800万円以下）の引き上げを図られたい。

### **(2) 設備投資・研究開発促進税制の拡充・恒久化**

中小企業の攻めの投資や経営基盤強化を支援するため、中小企業投資促進税制や少額減価償却資産の損金算入特例（適用期限：平成26年3月31日）を拡充・恒久化されたい。

また、新たな成長に向けて研究開発に取り組む中小企業を支援するため、上乘せ措置（高水準型と増加型）の強化・延長（適用期限：平成26年3月31日）など、研究開発促進税制を拡充されたい。

### **(3) 事業承継税制の抜本強化**

中小企業経営者の高齢化が進展しており、円滑な事業承継を支援するため、相続税の全額納税猶予（現行：8割の納税猶予）や5年後の納税免除など、事業承継税制を抜本強化されたい。

### **(4) 同族会社の留保金課税の撤廃**

同族会社に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税（資本金1億円以下の中小法人は適用対象外）について、完全撤廃に向け適用除外対象の拡大を図られたい。

### **(5) 人材投資促進税制の復活 ★**

成長の源泉である人材の能力開発を支援するため、後継者など経営者の親族を対象とするなど、制度を拡充したうえで、人材投資促進税制（平成24年3月31日廃止）を復活されたい。

### **(6) 法人版エンジェル税制の創設**

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、法人による投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人版エンジェル税制を創設されたい。

### **(7) 固定資産税の軽減・事業所税の廃止**

都市部の産業競争力を低下させる一因となっている企業の固定資産税・都市計画税の負担を軽減するとともに、事業所税を廃止されたい。

## **8 雇用セーフティネット施策・雇用創出策の拡充**

### **(1) 雇用のセーフティネット施策の継続・拡充**

雇用のセーフティネットの柱の一つであった中小企業緊急雇用安定助成金が平成25年4月から雇用調整助成金に統合されるとともに、助成率・教育訓練費加算額の引き下げが行われた。景気回復期待が膨らむ中であっても、依然、中小企業の雇用状況は厳しく、引き続き継続・拡充を図りたい。

### **(2) 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）の継続・拡充 ★**

平成25年度に予算化された若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）は活用希望企業が増加している。平成25年度末までの時限措置となっている本制度を拡充のうえ継続されたい。

### **(3) ジョブ・カード制度の活用促進**

ジョブ・カード制度の活用を促進するため、引き続きハローワークなどでの制度の周知徹底に努めるとともに、「若者チャレンジ奨励金」活用企業と求職者のマッチングを強力に推進されたい。

### **(4) 職場体験・インターンシップの受け入れ促進**

中小企業の人材確保のため、働く意欲の高い若者の育成が求められている。小中高校生の勤労観・職業観を養うために重要な役割を果たす職場体験・インターンシップの受け入れ企業に対する助成制度を創設するとともに、学校と企業を結ぶキャリア教育コーディネーターの育成・普及を通じ、中小企業のキャリア教育参画を促進する環境を整備されたい。

### **(5) 外国人研修・技能実習制度のさらなる拡充 ★**

外国人研修・技能実習制度における技能実習期間は最長3年で再延長の制度がなく、高度な技術習得により優れた技術者・技能者を育成するという当該制度の目的を達することが困難であり、実習生・雇用する中小企業双方にとって効果が限定的となっている。

そこで、技能実習期間を10年程度まで延長するよう検討されたい。さらに、中小ものづくりを支える有能な技術者・技能者を確保するため、同制度終了後、例えば中央職業能力開発協会などが実施する技能検定で一定水準以上の技能・技術・知識を修めた者については、就業資格を与えるなど優遇制度を創設されたい。

## **9 商店街活性化・まちづくり支援策の拡充**

後継者難や厳しい消費環境など様々な課題に直面する商店街の活性化に向け、商業関連予算を拡充されたい。また、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の活性化に向け、集客イベント、宅配サービス、送迎バスの運行など、来客誘致や地域住民の利便性向上に向けた独自の取り組みを強力にバックアップするとともに、補助事業にかかる申請手続きを簡素化されたい。

## **V 大阪府・大阪市への要望**

地域の雇用を増やし、住民の生活を豊かなものとし、税収を確保する源となるのは、企業とりわけ中小企業の活発な活動を通じた経済のパイ拡大である。大阪府・大阪市におかれては、中小企業の活力増進を政策の大きな柱として、次の施策はじめその推進に万全を期されたい。

### **1 大阪府・大阪市の事業統合に伴う施策トータルとしての機能の維持・拡充**

産業振興事業においても大阪府・大阪市の事業統合が検討されているが、その際、大阪市が主要な役割を担ってきた観光振興・商店街活性化・まちづくりや、大阪府・大阪市・経済界が連携して取り組んできた各種地域振興・産業活性化策などに関し、大阪府・大阪市の施策トータルとして、質・量が維持・拡充されるよう尽力されたい。

同時に、様々な分野での二重行政解消により捻出した原資は、地域経済のパイ拡大に向けた産業振興策に再投資されたい。

#### **(1) 中小企業支援機能の維持・拡充**

大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会の統合が検討されているが、その場合であっても利用企業にとってのサービス低下とにならないよう、供給総量や利用窓口体制など、トータルとしての機能の維持・拡充を図られたい。

また大阪産業振興機構と大阪市都市型産業振興センターについても統合が検討されているが、同様に、トータルとしての機能の維持・拡充を図られたい。

#### **(2) 公設試験研究機関の機能の維持・拡充**

中小企業が技術開発を行ううえで拠り所となっている、大阪府立産業技術総合研究所・大阪市立工業研究所など公設試験研究機関の機能の維持・拡充や利用促進を図られたい。

①大阪府立産業技術総合研究所・大阪市立工業研究所の統合が検討されているが、その場合であっても利用企業へのサービス低下とにならないよう機能を維持・拡充されたい。

②公設試に持ち込まれる案件に関し、研究開発にとどまらず、製品化・上市の段階まで伴走支援するスキームを創設されたい。

#### **(3) 公立大学の機能の維持・拡充と産学連携の強化**

大阪府立大学工学域と大阪市立大学工学部の再編・整理が打ち出されているが、その場合であっても学術研究・人材育成機能を質量ともに維持・拡充されたい。また、大学・中小企業・公設試験研究機関による産学官協同や技術移転などの面で一層の機能強化を図られたい。

#### **(4) 区役所との連携で行う地域商工業振興事業の拡充**

大阪商工会議所ではかねて、支部と地元区役所との連携により展示商談会や商店街振興事業を実施し、地域商工業の振興・ビジネス拡大に効果を挙げてきたが、ここにきて展示商談会などへの区役所支援が各区によりバラつき

も見られる。各区が実施する同種の展示会等への支援に大きな差が出ないよう配慮するとともに、地域商工業振興事業を維持・拡充されたい。

## **2 中小企業の官公需受注機会の確保**

### **(1) 中小企業向け契約への一層の注力**

中小企業の最大の悩みは仕事量の確保である。大阪府では「中小企業向け官公需確保のための基本方針」の策定など、中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き十分な事業枠の確保とその確実な達成を期されたい。また、大阪市においても中小企業者との契約拡大に向けた方針を策定されたい。

### **(2) 中小企業者新商品購入の推進**

大阪府では「中小企業新商品購入制度（新商品の生産による新事業分野開拓事業者認定事業）」、大阪市では「ベンチャー調達制度」、関西広域連合では「新商品調達認定制度」により、新たな事業分野に挑戦する事業者の支援に努めておられるところであるが、今後も精力的に推進されたい。

### **(3) 中小企業者からのグリーン購入の推進 ★**

大阪府・大阪市では各々の「グリーン調達方針」に基づき、物品・役務の購入を行っているところであるが、官公需によるグリーン購入の促進は中小企業者の開発意欲向上や契約の拡大につながることから、引き続き積極的に進められたい。

## **3 地方税制の改善**

### **(1) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ**

大阪における固定資産税・都市計画税の負担は重く、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。産業競争力強化のためにも、固定資産税・都市計画税の算定基礎となる負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

### **(2) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃**

現在、大阪府では法人事業税及び法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税及び法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

## **4 小規模事業経営支援事業費補助金の十分な予算確保**

大阪府内20の商工会議所及び17商工会は、厳しい経済環境の中、各種の経営相談・融資斡旋の取り組みや広域的な連携事業などを通じ、中小企業・小規模事業者の経営安定化や雇用維持のみならず、経営革新・成長や地域活性化を後押しする機能を果たしている。ついては、同事業の円滑な実施に足る、十分かつ安定的な予算を確保されたい。加えて、同事業を効

果的に実施するため、現場の声や実態に即した同事業の再評価と制度改善を進められたい。

## **5 観光振興策の強力な推進**

### **(1) 観光振興予算の十分な確保 ★**

観光振興のための事業予算措置は他府県、あるいは海外主要都市での事例を見ても行政主体で進められている。観光振興について大阪府・大阪市・経済界同額の負担原則を改めるとともに、大阪観光局予算及び公益財団法人大阪観光コンベンション協会予算について大幅に増額されたい。

### **(2) 大阪府・大阪市の全部局挙げてのMICE振興 ★**

地域経済や産業振興に大きな波及効果が期待されるMICE戦略について強力な取り組みを進められたい。その際、MICEは観光施設以外での受け入れも必要であるため、大阪観光局や大阪府・大阪市の観光担当部局はもとより、府・市全部局を挙げて誘致・受け入れの支援体制を整備されたい。

以 上